

## 平成 29 年 第 9 回定例教育委員会会議録

- 1 招集年月日 平成 29 年 9 月 29 日（金） 15 時 10 分～
- 2 招集場所 佐々町役場 別館第 2 会議室
- 3 出席委員 黒川教育長、朏委員、齊藤委員、十時委員、山之内委員
- 4 事務局出席者 水本次長、森田指導主事、江田次長補佐、林枝係長、西係長
- 5 会議録署名委員の指名 朏 由典 委員
- 6 前回の会議録の承認 平成 29 年 第 8 回定例教育委員会（8/31）
- 7 教育長報告
- 8 案 件 議案第 16 号 自己点検評価について  
議案第 21 号 羽ばたけ若者人材育成奨学金について
- 9 報告事項
  - (1) 佐々町教育委員会学校訪問について
  - (2) 弹道ミサイルの対応について
  - (3) 社会教育委員について
  - (4) 学校教育法施行令の一部の改正について
  - (5) 学校給食における異物混入ガイドラインについて
  - (6) 名義後援について
  - (7) 準要保護の 9 月認定について
  - (8) 行事関係報告について
  - (9) その他
    - ・オアシスルーム活動状況報告
- 10 その他
  - (1) 次回開催日程 平成 29 年 10 月 31 日（火） 15 時 00 分～
  - (2) 場 所 佐々町役場 別館 2 階会議室
  - (3) そ の 他

<審議の経過（要約）>

教育長	ただ今から、平成29年第9回定例教育委員会を開催します。
教育長	<b>5 会議録署名委員の指名</b> 本日の会議録署名委員を指名します。朏 由典委員にお願いします。
教育長	<b>6 前回の会議録の承認</b> 前回の「平成29年第8回定例教育委員会会議録」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料により説明)
教育長	今、説明がありましたが、質問や、お尋ね等ございますでしょうか。 (「なし」の声あり。)
教育長	ないようでしたら承認することといたします。
教育長	<b>7 教育長報告事項</b> 次に、教育長報告に入ります。
教育長	(1)教育長の主な行動 (資料により説明)
教育長	(2)町内校長会指導事項等 ○全国学力・学習状況調査 本町の結果については、後ほど事務局から報告がありますが、県内全体的には改善が見られたということではないかと思っております。 ○「佐々町いじめ防止基本方針」 前回の定例教育委員会で改定ということでご説明したところですが、それを示して、学校に指導をしたところです。なお、各学校では文科省の対応について報道された段階で修正を加えてホームページにアップしておりますので、対応については十分なされていると思っております。 ○道徳教科書採択・カリキュラム作成 道徳教科書の採択がなされましたので、各学校には早めにカリキュラム作成にかかるようにということで指導・指示をしたところです。 ○教育課程研修 各学校も出席をしていますけど、県教育委員会が主催して、学習指導要領の改定の方向性についての研修会をもっております。私も小学校の教育課程説明会の総則

教育長	<p>部会に参加しましたので、特に気になるところ、重点的なところについて、校長に共通認識を持つようにということで話をしたところです。小学校低学年の学力格差であるとか、短い時間を活用して行う指導、外国語学習の移行期間中の対応等について共通認識を持ったところです。</p> <p>なお、このときに校長会のほうから、土曜授業の可能性についての質問がございましたので、土曜授業については、現行の制度でも十分にできるという説明をしたところです。</p> <p>土曜授業というのは、土曜日に授業を組んでも、振り替え休日を取らないという形のことでございます。特に小学校はそうですが、授業時数をどう確保するかという一つの手法として、前向きに検討するようにという指導もしたところです。</p> <p>無理をして土曜授業ありきではなく、授業、学力向上について考えた中でやつてほしいということで話をしました。</p> <p>○気になっていること</p> <p>部活動休養日、教職員の時間外勤務について、資料により話をしました。</p> <p>いじめ対応について、いじめ・自殺に対して第三者委員会のあり方自体が問われているということです。新聞記事の中で、「いじめゼロでなく見逃しぜロを」ということで、この言葉が非常に的確であると思いましたので校長会にも指導したところです。</p> <p>公務員の定年延長について政府が検討していること、子どもの食事調査によると、「栄養格差解消、給食頼み」ということ、「小学生、3人に1人排便に問題」という記事があり、子どもの生活レベル自体は決して下がっていないと思うわけですが、やはり睡眠時間であるとか食事であるとか、そのあたりが気になります。機会があるときに、保護者等と話をするよう指導をしたところです。</p> <p>次に、不祥事の県内の事案です。県教委が教頭会に来て、県教委の課長から教頭に対して直接指導があったところです。</p> <p>他県で、児童に「飛び降りなさい」、40代男性教諭の処分へということ。また、「学校づくり 教諭の誇り 胸に」という記事です。教師という存在は、子どもたちの未来を左右する、県内の教諭がその重責と誇りを忘れずにという、記事が掲載されていました。こういうのを使って、指導してほしいという話をしました。</p> <p>次に、「罰でランニング、重体」ということで、部活動中にランニングをさせたという記事です。43周走ることになった中、21周走ったところで体調不良ということですけど、部活動であろうが体育であろうが、鍛えることと無理・無茶をさせるというか、常識的に考えて無理な課題を与えるというのはいかがなものか。これはやってはならないということと、もう一つは、もしかしたら、嫌と言えない子がいるかもしれないということです。先生がこうしなさいと言ったときに、それは無理ですか、いや、しないとか、拒否をできない子がいるかもしれない。十分注意するようにという話をしたところです。真面目であるがゆえに、ひたすら走った。その結果、体調不良を起こす。そういうことについても、十分教師の立場として考えてほしいという指導をしたところです。</p> <p>次に、「中学プール事故 和解」ということで、これ自体がおかしいわけです。</p>
-----	---

教育長	<p>ビート板を10枚重ねて、勢いよく飛び込んだ事故ということで、教師の指導については、十分注意するようにということで話をしたところです。</p> <p>(3)報告事項</p> <p>○教職員の超過勤務対応</p> <p>中学校教諭57%過労死水準、週60時間以上、小学校は33%ということで、これについては、本町の実態として、80時間以上の勤務がどれぐらいあるかということで話したところです。</p> <p>学校にタイムカードをというような話がございました。町の実態ということで、80時間以上が4か月間で小学校6人、中学校20人、80時間から100時間を超えた者が小学校で3人、中学校で27人というのが、本年度の4、5、6、7月の調査結果でした。先ほどの新聞は60時間以上ですから、80時間、100時間というこの実態調査の結果から見る限り、本町も全国的な状況と余り変わらない状況にあるのではないかと思っています。</p> <p>その理由について、特に中学校は児童生徒の指導に直接関わる業務、部活動、社会体育などで、一番、率として多いのは、部活動の指導ということになっています。</p> <p>そこで、資料のとおり通知を出したところです。</p> <p>平成29年の第1回超勤改善対策会議ということで、県教委が主催して、各市町村教育委員会の学校教育課長もしくは指導主事が集まって、対策について具体的な検討を始めてまいりました。</p> <p>その結果、全体として「100時間（80時間）超過勤務職員の割合」をゼロへということで、100時間超の教職員の割合を平成31年には0%に、80時間以上については平成33年度を目処にゼロにしようという工程の中でやっています。そして、週一回の定時退校日の設定率については平成30年度に100%にするということ。第3日曜日の家庭の日は、部活動についてはしない。週1回のノーパーティーについては平成30年度には100%、週2回のノーパーティーを33年度には100%、家庭の日については、毎月第3日曜日を平成30年度には100%にしようというような、具体的なスケジュールが書かれているところです。</p> <p>県教委から通知が来ております。部活動における適切な休養日の設定についてということで、週2日以上の休養日を設定することとなっています。原則として家庭の日を、部活動を実施しないノーパーティーと位置づけること、という通知が県教委から来ました。</p> <p>そこで、校長会でも指導をしておりますが、部活動において週2日以上の休養日を設定すること。通知としては、なじまない言葉かもしれません、可能な限りということで、現在、中学校の部活動は、週1日の休養日は設けているようです。そして、平成33年度、先ほどのスケジュールに従って、週2日以上の休養日を設定するようにということで、可能な限りという助言をいたしました。</p> <p>校長も、学校だよりの中で、そのあたりのことを記載し、保護者に普及をしているようです。</p>
-----	---

教育長	<p>原則として家庭の日は部活動を実施しない日ということで、「原則として」という言葉をここにも入れました。本年度については、もう既に対外試合など、家庭の日に組まれているかもしれません。それ以外についてはノーブル活動デーということで、その趣旨について校長に指導をして、この通知を出したところです。</p>
教育委員	<p>○北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応</p> <p>弾道ミサイル落下時の行動についてということで、4月25日、この時期頃からもしかしてということで、各学校、各施設には、教育次長名で各施設に資料を送っています。子どもや来館者、施設設備等の管理について、内閣府が出した注意事項をファックスしたところです。</p> <p>弾道ミサイル発射に対する対応が緊急を要するということで、9月12日に町教委からも通知を送ったところです。特に、J—ALERTが鳴った場合の対応について、共通理解をしておく必要があるだろうということで通知したところです。</p> <p>ただ、J—ALERTが鳴った場合に実際どうかというのは、非常に難しいところがあるかもしれません。学校にいる場合であればまだしも、家庭にいるときや、登下校中については、J—ALERTが鳴ったら、政府等の指示に従って動いていくことになっていくんだろうと思っています。</p> <p>この町教委の通知を受けて、口石小学校の例ですが、各学校から緊急情報、J—ALERT発信時の対応についてという文章と、裏側に、先ほど説明しました内閣府の国民保護ポータルサイトからの注意事項を配布したところです。</p> <p>以上、私からの報告です。何かございましたらお願いします。</p>
教育長	<p>超過勤務の件ですが、「0」にするまで5年も要るんですか。</p>
教育委員	<p>表現の仕方が難しいんですけど、例えば、この原因の中で一番多いのが、やはり部活動の時間ということです。では、部活動を週2日休みにしたらいいのかというと、やはりそれは保護者の理解も必要だということで、この工程自体が、無理のないところで設定したのは間違いないと思います。</p> <p>100%というのは非常に難しい、難しいというか、簡単にはいきません。</p> <p>ですから、本町としても段階を踏みながら週1回を設定して、そして、という段階で行こうかというふうに思ったわけです。このことについては、佐世保市とも歩調を合わせていこうというふうに打ち合わせをしているところです。確かに超勤については、今後かなりの動きが県だけではなくて、全国的な動きも出てくるだろうと思っています。以上です。</p> <p>J—ALERTの件ですが、文章に書いてあるのを一つ一つ読むのも大事ですが、この前、ユーチューブで、J—ALERTが鳴ったら、1分はどうするかを考え、2分でお水を持って暗いところに。5分で到着するから、その5分間にどうするかを考えようという歌が、今はやっているそうです。子どもたちがそれを見たら、ああ、そうかと思うような、口で言うよりも、そういうのを見れば子</p>

教育委員	どもたちも結構理解するんじやないかと思います。私も見ましたが、一度見られたらいかがかなと思いまして。
教育長	<p>ありがとうございます。難しいところなんですが、あまり不安をあおってもいけないし、危機意識を持たないというのもいけないしというのもあります。</p> <p>確かに発射されて5分、10分の話です。J—A L E R T鳴っても、5分しかありませんので、絶対的に安心な所はどこなのかといったら、なかなか思い浮かびません。</p>
教育委員	<p>家の中のガラス窓ではない、真っ暗にして、そこにいるようにしなさいといふんですか。長崎で原爆が落ちたときに、私の知り合いは押し入れにいたそうです。そうしたら、周りの人は亡くなつたけど、押し入れにいたので光に当たらなかつた。原爆症はあつたけど、70、80歳まで生きられた方がいらっしゃるので、やはり光に当たらないというのが一番大事なようです。ですから、暗いところというふうに、その歌でも言つてゐるんですね。</p>
教育長	<p>ありがとうございます。ぜひとも平和的に解決がされることを祈りながら、危機意識を持ちながら、また、余りにも過敏にならないように対応するような話をしていきたいと思います。</p> <p>ほか、ございませんでしょうか。</p>
	(「なし」の声あり)
事務局	<p><b>8 議事</b></p> <p>議案第16号 自己点検評価について      (議案及び資料により説明)</p> <p>本日の定例教育委員会の前に外部評価委員会を開催し、その中で外部評価委員からご指摘がありました。</p> <p>その内容について発表させていただきまして、再度ご審議をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>資料につきましては、先ほど外部評価委員会で使いました資料に基づいて説明をさせていただきます。</p> <p>まず、成果指標の11番、「ICTを活用して学習に取り組むことができる児童生徒の割合」ということで、この項目につきまして、数値のほうが低いというご指摘をいただきましたけど、この項目につきましては、現在、ICT支援員が入っておりますので、更にICT支援員の活用を図りながら取り組んでいきたいという回答をいたしましたところでございます。</p> <p>次に、成果指標の15番、「県学力調査（英語）で6割以上理解している中学生の割合」ということで、この数値につきましても低いというご指摘がございました。</p>

事務局	<p>この分につきましては、目標値が県が設定している70%と同じにしているということで、県の現状としても60%程度という結果になっておりますけども、本町におきましても、ALTの配置を見直しまして、効果的な授業ができるような取り組みを行っていると回答をしたところでございます。</p> <p>次に、成果指標の33番、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力テストの結果が、県平均を上回る調査項目の割合」という項目で、この数値が低いというご指摘でしたが、この項目につきましては、県の平均を1.0としたときに、39.5%分が上がっているという見方になり、これらの数値を上げるために、現在、授業の中で取り組んでいるおり、今後、引き続き数値が上がるような取り組みをやっていくということで回答をしたところでございます。</p> <p>次に、成果指標の36、37番のところで、就寝時刻と起床時刻について数値が低いのではないかというご指摘がありましたが、この件につきましても、おおむね県と同じ結果、同じような状況ということで、今後、数値が上がるような対策を考えていかなければならぬという回答をしたところでございます。</p> <p>次に、成果指標の41番、「不登校児童生徒の割合」という項目で、評価は、「A」という評価をしていましたが、中学校の数値が高いのではないかというご指摘をいただきました。この件に関しましては、現在、担任や心の相談員、スクールカウンセラー等との連携を図りながら対応しており、今後も引き続き対策を立てながら、不登校児童生徒の割合が減少するような方策を検討するということで回答しました。</p> <p>次に、40番、「いじめの解消率」について、現状値100%を維持しているということで、大変すばらしいというお褒めの言葉をいただいたところでございます。</p> <p>次に43番、「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」という項目ですが、この件につきましても、数値が低いのではないかというご指摘をいただきましたが、年齢とともに自己肯定感が薄くなっていくということで、自信を持たせられるような方策を検討していきたいということで回答をしたところです。</p> <p>次に、49番、「学校支援ボランティアの実人数」という項目で、現状値96人、実績が132人に上がっているということで、すばらしいというお褒めのお言葉をいただいたところでございます。</p> <p>最後になりますが、コミュニティ・スクールの内容について、どういった内容なのかの説明を求められましたので、説明をしたところでございます。</p> <p>以上、外部評価委員からご指摘等がありました内容について説明を終わります。</p> <p>今、事務局から説明がありましたけれど、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>私からいいですか。成果指標の33番、全国体力・運動能力テストの結果を上回る件です。やはり表現の仕方を変える必要があるのではないかと思います。種目によっては上回っているものもあり、全体的に見たときに下回っているというふうに見られてしまいそうです。県の平均よりも高い種目が40%あるということですが、この項目は誤解を招きそうなので、来年度に向けて検討、考察させていただい</p>
教育長	

教育長	<p>てよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
事務局	<p>議案第21号 羽ばたけ若者人材育成奨学金について (議案及び資料により説明)</p> <p>佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金支給要綱ということで、新たな奨学金制度を実施したいと考えておりますので、この内容についてご説明をしたいと思います。</p> <p>内容につきまして、1ページの条文に沿って説明をさせていただきたいと思います。また、11ページにあります「給付型奨学金の支給を開始いたします。」ですが、これは、一般の方向けのチラシをつくっており、簡単に内容を載せています。</p> <p>1ページをお願いします。まず趣旨として、第1条、「この要綱は、佐々町から将来を担う有用な人材の育成に資するため、予算の範囲内で奨学金を支給するものとし。」としております。</p> <p>その詳しい中身になりますが、佐々町から将来の有用な人材を育成し、町の活性化を図るとともに、人口減少対策等の一環として、子育て世帯の支援を図ることを目的とした奨学金を行っていくということを、趣旨の中に含めております。</p> <p>従来の貸与型という形での奨学金がありました。経済的困窮者に関して、そういった形で行われる奨学金が多くあったのですが、この手の奨学金に関しては、かなり充実をしているという状態にあります。</p> <p>資料の12ページに、日本学生支援機構、県育英会、町奨学金とありますが、県は従来型の貸与型の奨学金と、今ある奨学金、本町の貸与型の奨学金の比較をしています。従来の貸与型の奨学金に関しましては、日本学生支援機構と県育英会があり、町の奨学金の実益自体が低くなっています。そういう状況もあるので、新たな目的を別にした奨学金で、町の分の活性化をという形が、今回の奨学金になっております。</p> <p>続きまして、第2条です。「奨学金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。」という形で上げています。</p> <p>まず、11ページのチラシに記載しています。要件のところで、町内の小中学校に3年以上在籍していた者で、本人または奨学金の支給を受けようとする年度まで町内に住所を有する者またはその父母となっております。この内容に関しては、佐々町の出身者と言えるような方を対象にしたいということで定めています。</p> <p>次に、学業成績が特に優秀である者ということでチラシにありますが、評定の平均が4.2以上を想定ということで、良い成績の方を対象にして、有用な方の育成ということで補助金しております。</p> <p>3番目に、独立行政法人日本学生支援機構が定めた家計基準以内の者ということで、第2種の基準として、例えば、3人世帯で家計支持者の収入が1,000万円程度以下ということを書いておりますが、経済的困窮者の方のみを対象にしていないとはいえ、ある程度高所得の方は控えていただければということで、一定の制限</p>

事務局	<p>をさせていただいております。</p> <p>次に、高等学校、高等専門学校に在学し、奨学金支給申請の次年度に大学（大学院を除く）に進学する者としています。ある程度人数の制限もありますので、そういったことで設定をしています。</p> <p>1ページの第3条ですが、「奨学金の額は1人当たり30万円とする。」としております。この30万円という額につきましては、国公立大学等の入学金が大体30万円ぐらいになっていますので、この額を支給するということにしております。</p> <p>なお、第1条に戻りますが、予算の範囲内で奨学金を支給するものとしておりまして、想定としては3人です。毎年90万円という形で考えており、チラシにも、支給額30万円で対象人数3名ということで表記をしております。</p> <p>第4条、実施期間は、平成29年度から平成31年度までとするということで、3年間実施したいと思っております。</p> <p>なお、これは「まち・ひと・しごと総合戦略」との関係もありますが、新たな制度を始めるに当たり、効果等を一旦整理して、実証を行なながら、今後、同じような中身で継続していくか、もう少し内容を変えていくのか、そういうことも考えるということを含めて3年間としております。</p> <p>続きまして、第5条が申請です。手続の流れということになります。具体的には、様式の第1号からです。3ページから様式を付けておりますが、申請に伴って推薦調書等を出していただく、所得の関係もありますので所得証明を出していただく、そういう形で申請書に記入して出してくださいます。</p> <p>次の6条で支給の決定ということで、出された資料に基づいて選考をさせていただくということで、現在、貸与型で貸付審議会を開催していますが、この委員さん等に選定に入っていただいて、3名の方を決定するということを考えております。</p> <p>続きまして、第7条です。支給の請求ということで、選定された者が入学が決定して学校に行きますということが決まった時点で、請求書を出していただくという形の内容になっております。</p> <p>合格を証明するために合格通知等を出していただき、合格した段階で一旦支給といった形を取らせていただいて、入学に備えて支給ができるかということを考えております。</p> <p>続きまして、実績の報告です。第8条で、「奨学生は大学入学後、速やかに在学を証明できる書類を町長に提出しなければならない。」としておりまして、この証明で入学確定という判断をし、奨学金の支給を終了するということになります。</p> <p>なお、第9条に、「決定の取り消し」ということで、不正等はもちろんですが、大学に行かなかったというときは、大学に行って頑張るという前提での奨学金になりますので、その場合は取り消しということで、第10条に、「奨学金の返還」の条文を入れております。</p> <p>もし、合格して支給していた場合は、お返ししていただくことがあります。</p> <p>その他で、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。」ということで、実際の運用の中で、また細かく詰めながら実施をしていきたいと思</p>
-----	--

事務局	っております。 説明は以上です。
教育長	今、事務局から説明がございましたが、内容等についてのご質問はございませんでしょうか。
教育委員	これは、スポーツ、音楽など、そのような方は対象にはなりませんか。
事務局	今回は、スポーツなどの方については、対象外という形になります。学業、成績の評定になりますので、基本的には5教科です。そういった教科等がメインで評価します。
教育長	「まち・ひと・しごと総合戦略」の中で示されたのが、優秀な人材、世界に羽ばたくような人材をということで、また、体育、音楽科などの方は、他の奨学制度があるようですので、そちらを活用するということで考えています。 成績の方でという趣旨が織り込まれておりましたので、成績が優秀な人ということです。先ほど事務局から説明ありましたけれど、困窮世帯に対する奨学金は国の制度はかなり充実しています。全般的には、困窮世帯に対する就学支援は充実していく方向にあるだろうと思っていますので、今後、本町の現在の奨学金のあり方についても、実証を踏まえながら検討をしていく必要があると思っています。 本町の貸与型の従来の奨学金制度は受給者が少ないです。希望者も非常に少ないという状況があるので、それも視野に入れながら対応していくという考え方です。他、質問ございませんでしょうか。
教育委員	入学して支給して、例えば、中退した場合はどうなるのですか。
教育長	入学だけを要件ということです。想定の中で我々も考えたわけですが、非常に難しいです。その事由もまたさまざまだらうと思われます。 本人が怠けているのもあるかもしれないし、事故・病気等もあるかもしれないし、人生そのものを想定するのがいかがなものかと、最後はそういう話になって、入学を要件とすることといたしました。
教育委員	すごくいいと思います。
教育長	ありがとうございます。支給の要件として、経済状況と収入の要件を決めたわけですけど、かなり高めになっているとは思っています。高めといいますか、実際にいろんな方のお話を聞くと、やはり大学は非常に大変だと。 特に、入学のとき、いろんな出費があって、本当に困ってしまうということでしたので、支給要件、経済要件については高めにしたと思っております。

教育長	ただ、その中で成績が同等であれば、収入が低い方を選定委員会では加味しながら判断していくことになるだろうと思っています。どうしても3人というふうに予算の面で限られていますので、経済的なことを加味しながらと考えております。 他、ご質問ないでしょうか。
教育委員	この学業成績の平均4.2というのは、高校の成績ですか。
教育長	そうです。
事務局	高専の方も対象になります。
教育委員	高校、高専、要するに、大学を受験する前の方ですか。
事務局	そうです。 5ページの様式第2号、の学力所見のところに入っていますが、申請年度の1学期または前期及び前年度、前々年度2か年の学業、学習成績の評定を、全履修科目について平均した評価点を5段階評価により算出しております。 ある程度継続して頑張られてきているという評価のもと、将来を期待できるだろうというところで評価させていただければと思います。
教育長	この件についても、内部の検討の段階では、どこの大学に行ったんだということで判断しようかということも議論の中にはありました。しかし、それでは後出しだと意味がない。また、どの大学がという大学のランクづけを佐々町教育委員会ができるのかという、そもそも論です。 そうした場合に、成績基準をどこにもっていくかということで、やはり学習成績評定を持っていかざるを得ない。それが一番客観的ではないかというところで、在学中の成績という基準にいたしました。ほかの奨学金についても、大体同じように在学中の評価でやらざるを得ないということです。そういうことでご理解いただければと思います。ご承認いただいてよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
教育長	この件につきましては予算を伴いますので、月曜日に行われる議会で承認いただければ今年度実施ということで、早速広報活動等に当たっていきたいと思っているところです。 なお、議会議決前ですので、公表はしないようにお願いします。
事務局	<p><b>9 報告事項</b></p> <p>(1) 佐々町教育委員会学校訪問について 10/24：口石小学校、10/25：佐々小学校、11/1：佐々中学校を訪問。</p>

事務局	(2) 弹道ミサイルの対応について 教育長報告で説明済み。
事務局	(3) 社会教育委員について 任期満了に伴う改選により平成29年4月1日から2年間選任について、資料により報告。
教育長	(4) 学校教育法施行令の一部の改正について キッズウィークの内容について、資料により報告。
教育長	(5) 学校給食における異物混入ガイドラインについて 異物が混入した場合の対応について、資料により説明。
事務局	(6) 名義後援について 2件分について報告。
事務局	(7) 準要保護の8月認定について 2件分について報告。
事務局	(8) 行事関係報告について 9月及び10月の教育委員会の主なスケジュールについての報告。
事務局	(9) その他 ・オアシスルーム活動状況報告
教育長	<p><u>10 その他</u></p> <p>教育委員の再任について、9月28日の佐々町議会定例会で議会の同意を得ましたので、該当の委員さんには再任ということでお願いしたいと思います。</p> <p>次回の定例委員会は、10月31日(火)15時00分から開催予定です。場所は別館会議室の予定です。以上をもちまして、第9回定例教育委員会を閉会します。</p>
	(16時51分 閉会)
	上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するためにここに署名する。
	平成29年9月29日

教育長

黒川 雅恭

委員

船出 由典

